

いろいろな生活排水処理施設

「生活排水処理施設」には、施設の形状や誰が整備するかなどによってさまざまな種類があります。経済性や地域の特性などを考慮したうえで最適な施設を選定し、整備を行うことが大切です。



生活排水処理施設の種類

【集合処理施設】

下水道 (国土交通省所管)	公共下水道(広義)	公共下水道(狭義)	主として都市計画区域内における下水を処理するもので、計画人口の制限はなし。建設管理は市町村
		特定環境保全公共下水道	公共下水道で行なえる区域以外の集落で、計画人口1,000人～10,000人
	流域下水道		2以上の市町村の下水を処理するもので、処理場、幹線管渠等は、県が建設・管理。それ以外は市町村
集落排水施設 (農林水産省所管)	農業集落排水施設		農業振興地域内で、計画規模20戸以上、計画人口概ね1,000人以下。
	漁業集落排水施設		漁港集落で、計画人口概ね100～5,000人
	林業集落排水施設		特定市町村及び準特定市町村で20戸以上(原則)をフォレスト・コミュニティ総合整備事業で実施
	簡易排水施設		山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等に指定された地域で3戸以上20戸未満
その他 (総務省所管)	小規模集合排水処理施設		農業振興地域で農業集落排水の国庫補助の対象とならない10戸以上20戸未満の規模の施設整備を地方単独事業で実施
その他 (環境省所管)	コミュニティ・プラント		一般廃棄物処理計画に従って、地方公共団体や民間等が整備。計画人口が101人以上30,000人未満

【個別処理施設】

浄化槽 (環境省所管)	個人設置型	し尿と生活雑排水を同時に処理する施設(合併処理浄化槽)(し尿しか処理しない単独処理浄化槽からの転換を推進)
	公共浄化槽	市町村が浄化槽を特定地域に整備し、維持管理も実施。
浄化槽 (総務省所管)	個別排水処理施設	集合処理区域の周辺地域等において市町村が整備する浄化槽(地方単独)